

# 鳥取縣公報

昭和十八年一月二十二日  
第千四百一號

金 曜

本書ノ大式サハ國定規格5A判

## 目次

● 鳥取縣賦課徵收條例中改正	一頁
● 告示	
● 十七年度歳入出追加更正、十八年度歳入出追加豫算	二頁
● 教育設立認可	三頁
● 十七年水害復舊耕地事業補助規程	五頁
● 公立圖書館設置認可	九頁
● 東亞同文書院經費派遣生規程	九頁
● 東亞同文書院經費派遣生募集	一四頁
● 彙報	
● 二月の常會徹底事項	一五頁
● 農業生産申告手續並に概括表作成に就て	一六頁
● 縣下各警察署に賃金相談部開設	一八頁
● 昭和十七年本縣繭生産狀況	一九頁
● 其の他	

## 條例

### ◆鳥取縣條例第一號

昭和十五年九月鳥取縣條例第五號鳥取縣稅賦課徵收條例中左ノ通改正ス

昭和十八年一月二十二日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

第十條第八號ヲ左ノ如ク改ム

入 電柱稅

木 柱

鳥取市、米子市、東伯郡倉吉町ノ地域ニアルモノ

一本ニ付金一圓八十五錢

其ノ他ノ地域ニアルモノ

一本ニ付金一圓十錢

鐵柱及コンクリート柱

鳥取縣公報 每週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和十八年一月二十二日 第千四百一號

(昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

鳥取市、米子市、東伯郡倉吉町ノ地域ニアルモノ

一本ニ付金二圓七十八錢

其ノ他ノ地域ニアルモノ

一本ニ付金一圓六十五錢

鐵塔及コンクリート塔

一基ニ付金四圓四十錢

但シ賦課期日ノ直前一ケ年分ノ事業年度ニ於ケル利益配當年六分未滿四分以上ノモノノ所有ニ屬スル電柱ニ對シテハ各賦課額ノ十分ノ七類トス

附 則

本條例ハ昭和十八年度分ヨリ之ヲ適用ス

告示

鳥取縣告示第三十號

昭和十八年一月縣參事會ニ於テ議決ニ係ル昭和十七年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算並ニ昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十八年一月二十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

昭和十八年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算

歲 入 △印減高

經常部

第四款 地方分與稅 二二、六一九圓

第二款 配付稅 二二、六一九

第七款 使用料及手數料 一三、九一四

第二款 手數料 一三、九一四

第八款 國庫下渡金 四二〇

第一款 警察費下渡金 四二〇

第九款 雜收入 一三、〇四一

第八項 雜 入 一三、〇四一

經部常計 五〇、九九四

臨時部

第二款 國庫補助金 二、六三七、七〇六圓

第二項 土木費補助金 一、九一五、〇〇〇

第三款 教育費補助金 七、〇六〇

第五項 勸業費補助金 六九〇、二一六

第六項 社會事業費補助金 二五、四三〇

第三款 寄附金 三四、五七六

<p>第四項 修養道場費 二、六一六</p> <p>第十八款 縣稅取扱費 一、六六八</p> <p>第一項 徵收費 一三、六六八</p> <p>經常部計 二五、五七四</p> <p>臨時部 三三、四二〇圓</p> <p>第一款 土木費 一、五七七</p> <p>第六項 指導監督費 三〇、八四三</p> <p>第三款 教育費 七、一七〇</p> <p>第二款 農業學校費 五〇〇</p> <p>第八項 米子商蠶學校費 一、〇〇〇</p> <p>第九項 中學校費 三、一七〇</p> <p>第十項 工業學校費 二、五〇〇</p> <p>第四款 勸業費 九五、四四〇</p> <p>第一款 勸業費 九五、四四〇</p> <p>第六款 軍事援護費 二、〇〇〇</p> <p>第一款 軍事援護費 二、〇〇〇</p> <p>第十三款 勸業補助費 六一、六二三</p> <p>第一款 勸業補助費 六一、六二三</p> <p>第十四款 社會事業補助費 二〇〇</p>	<p>第一項 縣 債 一、四四六、一〇〇</p> <p>一、四四六、一〇〇</p> <p>四、一一八、三八二</p> <p>四、一六九、三七六</p> <p>經常部 八〇〇圓</p> <p>第一款 會議費 八〇〇</p> <p>第二款 縣會議費 八〇〇</p> <p>第五款 警察廳舎修繕費 一、二〇〇</p> <p>第一款 修繕費 一、二〇〇</p> <p>第七款 教育費 二、八九〇</p> <p>第一款 學事諸費 二、八九〇</p> <p>第十款 勸業費 四、一〇〇</p> <p>第十五項 產業獎勵費 二、五〇〇</p> <p>第十六項 勸業諸費 一、六〇〇</p> <p>第十二款 社會教育費 二、九一六</p> <p>第三項 社會教育諸費 三〇〇</p>	<p>第四項 土木費寄附金 一八、五〇六</p> <p>第二款 教育費寄附金 一四、五七〇</p> <p>第三款 勸業費寄附金 一、五〇〇</p> <p>第八款 縣 債 一、四四六、一〇〇</p> <p>一、四四六、一〇〇</p> <p>臨時部計 四、一一八、三八二</p> <p>歲入合計 四、一六九、三七六</p> <p>經常部 八〇〇圓</p> <p>第二款 會議費 八〇〇</p> <p>第一款 縣會議費 八〇〇</p> <p>第五款 警察廳舎修繕費 一、二〇〇</p> <p>第一款 修繕費 一、二〇〇</p> <p>第七款 教育費 二、八九〇</p> <p>第一款 學事諸費 二、八九〇</p> <p>第十款 勸業費 四、一〇〇</p> <p>第十五項 產業獎勵費 二、五〇〇</p> <p>第十六項 勸業諸費 一、六〇〇</p> <p>第十二款 社會教育費 二、九一六</p> <p>第三項 社會教育諸費 三〇〇</p>
--	---	---

第十五款 社會教育補助費	第一項 社會教育補助費	△	二〇〇	第二項 復舊費	二、九八三、九九三
第四十款 事業費	第一項 社會教育補助費	△	一六〇	第三項 雜費	一九八、七四四
第六項 時局國民運動費	勸業費	△	二六七、五六〇	臨時部計	四、一四三、八〇二
第四十五款 受託事業費	勸業費	△	一、〇〇〇	歳出合計	四、一六九、三七六
第三項 舞鶴海軍施設受託事業費	雜出		一三、〇四一	昭和十八年度鳥取縣歳入歳出追加豫算	
第五十三款 雜出	雜出		一、三三三	歳入	
第二項 過年度追拂	過年度返納金		一五四	第一項 繰越金	六五
第三項 過年度過納下戻金	過年度返納金		九〇一	第一項 前年度繰越金	六五
第五十九款 傷痍軍人保護費	傷痍軍人保護費		二七七	第二項 國庫補助金	三七六、一六三
第六十七款 社會教育費	傷痍軍人保護費		一、五〇〇	第五項 勸業費補助金	三七六、一六三
第六十八款 船上山道場費	社會教育費		一、四〇〇	第八款 縣債	一八、一〇〇
第一項 船上山道場費	社會教育費		一、四〇〇	第一項 縣債	一八、一〇〇
第六十九款 十七年度水害復舊耕地事業費	船上山道場費		一、四〇〇	臨時部計	三九四、三二八
第一項 十七年度水害復舊耕地事業費	船上山道場費		一、四〇〇	歳入合計	三九四、三二八
第十七年度支出額	船上山道場費		三九四、三二八	臨時部計	三九四、三二八
本年復舊耕地事業費	船上山道場費		三九四、三二八	歳出合計	三九四、三二八
十七年度支出額	船上山道場費		三九四、三二八	臨時部計	三九四、三二八
十七年度災害土木復舊費	船上山道場費		三、二五六、三四八	臨時部計	三九四、三二八
應急費	船上山道場費		七三、六一一	臨時部計	三九四、三二八

鳥取縣告示第三十一號

左記之通教會設立ヲ認可セリ

昭和十八年一月二十二日

- 鳥取縣知事 土 肥 米 之
- 眞言宗兼直教會
- 一名 稱
  - 一 所 在 地、岩美郡大岩村大字岩本千三百四十七番地一
  - 一 所屬宗派ノ名稱 眞 言 宗
  - 一 認可年月日 昭和十八年一月十八日

鳥取縣告示第三十二號

昭和十七年水害復舊耕地事業補助規程左ノ通定ム

昭和十八年一月二十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 昭和十七年水害復舊耕地事業補助規程
- 第一條 昭和十七年ノ水害ニ因リ荒廢セル耕地及耕地ニ關スル公共施設(道路、水路、井堰、溜池等)ヲ昭和十七年度ヨリ昭和二十年迄ニ於テ復舊セントスルモノニ對シ本規程ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス
  - 第二條 補助金ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ交付ス但シ事業ノ爲支出シ

タル費用ニシテ他ノ團體又ハ個人ヨリ補助金、獎勵金又ハ寄附金等ヲ受ケタルモノ又ハ受クベキモノニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

耕 地 事業費ノ三分ノ一以内

公共施設 事業費ノ十分ノ五以内

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ第一號様式ノ願書ニ左ニ掲グル書類ヲ添付シ前年度ノ三月末日迄ニ出願スベシ但シ昭和十七年度ニ在リテハ昭和十八年二月末日迄トス

一 設計書

二 補助金交付ノ事業ニ付認可、許可、議決又ハ同意ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ證スル書面

法人ニ保ルモノハ當該事業ニ對スル收支豫算書ヲ添付スベシ

數人共同シテ事業ヲ行フ場合ニ在リテハ代表者ヲ定メ委任狀ヲ添付スベシ

第四條 補助金ヲ交付スベキモノト認メタルトキハ條件ヲ定メ指令書ヲ交付ス

第五條 設計書ヲ變更セントスルトキハ理由ヲ具シ第二號様式ニ依リ知事ノ認可ヲ受クベシ

第六條 工事ヲ開始又ハ完了シタルトキハ遲滞ナク第三號様式ニ依リ之ヲ届出ツベシ

00511

第七條 補助金ノ交付ヲ受クルモノハ第四號様式ニ依リ申請シ工  
事ノ指導監督ヲ受クベシ

第八條 補助金ヲ請求セントスルトキハ年度終了後一箇月以内ニ  
事業成績書、收支決(精)算書ヲ添へ第五號様式ニ依リ請求書  
ヲ提出スベシ

補助金ハ年度割事業費ノ三分ノ一以上竣功シタルトキハ分割請  
求ヲ爲スコトヲ得

第九條 補助金ハ實地検査ノ上之ヲ査定交付ス

第十條 補助金ノ交付ヲ受クルモノハ事務所ヲ設ケ事業ノ狀況、  
費用ノ收支其ノ他事業ニ關スル事項ヲ明カニスベキ書類、帳簿  
ヲ備付クベシ

第十一條 補助金ノ交付ヲ受クルモノニ對シテハ當該官吏、吏員  
ヲシテ書類、會計物件若ハ工事ヲ検査セシメ指導監督上必要ナ  
ル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

工事検査ノ爲必要アリト認メタルトキハ工事ヲ取毀サシムルコ  
トアルベシ此ノ場合ニ於テ其ノ部分ノ復舊費ハ事業者ニ於テ負  
擔スルモノトス

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助金交付ノ指令ヲ取  
消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ヲ返還セシムル  
コトヲ得ベシ

一 本規程又ハ本規程ニ基キ發スル命令ニ違反シ其ノ他不正ノ  
行爲アリト認メタルトキ

二 工事ノ出來形不完全若ハ工事ノ停止、廢止等竣功ノ見込ナ  
シト認メタルトキ

三 詐欺ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第十三條 本規程ニ依リ提出スル書類ハ總テ其ノ工事施行地ニ屬  
スル市町村役場及地方事務所ヲ經由スベシ

第十四條 本規程ニ依ル事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一  
日ニ至ル一箇年トス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

昭和十七年水害復舊耕地事業補助願

別紙設計書記載ノ事業ヲ施行致度候ニ付御補助相成度昭和十七年  
水害復舊耕地事業補助規程ニ依リ此段相願候也

年 月 日 住所 氏 名 印

知事宛

00512

01600

第二號様式

昭和十七年水害復舊耕地事業設計書變更認可申請

昭和 年 月 日鳥取縣受耕第 號補助指令ニ基ク設  
計書別紙ノ通變更致度候條御認可相成度關係書類添付此段及申請  
候也

年 月 日 住所 氏 名 印

知事宛

第三號様式

昭和十七年水害復舊耕地事業工事開始(完了)願

昭和 年 月 日鳥取縣受耕第 號補助指令ニ基ク工  
事ハ昭和 年 月 日開始(完了)致候條此段御願候也

年 月 日 住所 氏 名 印

知事宛

第四號様式

昭和十七年水害復舊耕地事業指導監督申請

一 工事施行位置

二 工事ノ種別

三 希望ノ時期

四 何々々

右工事指導監督相成度候條係官御派遣相成度此段及申請候也

年 月 日 住所 氏 名 印

知事宛

第五號様式

昭和十七年水害復舊耕地事業補助請求書(第 回)

一金 圓也

昭和 年度事業ノ爲支出シタル金額 耕 地 圓 圓ニ對  
十分ノ五 圓 公共施設 圓

昭和 年 月 日鳥取縣受耕第 號補助指令ニ基ク補  
助金御交付相成度事業成績書及收支決(精)算書添付此段請求候  
也

年 月 日 住所 氏 名 印

00513

知事宛  
事業成績書

昭和十八年度(自昭和十八年一月一日至昭和十八年十二月三十一日)事業成績書

工種	復舊豫定工前年度迄本年終了豫定期間	備考
耕地	町歩	昭和 年 月 日
道路	間	昭和 年 月 日
水路	間	昭和 年 月 日
溜池	ヶ所	昭和 年 月 日
井堰	同	昭和 年 月 日
何々	同	昭和 年 月 日

備考

- 一 耕地ニ在リテハ開田開畑ニ區別スルコト
- 二 工種施行後ノ土地利用状況ヲ末尾ニ詳細記入ノコト

三 豫定ノ數量ヲ終了セザリシモノニ付テハ其ノ事由ヲ備考欄ニ記入ノコト

收支決(精)算書

昭和十八年度(自昭和十八年一月一日至昭和十八年十二月三十一日)收支決(精)算書

科目	當初ヨリ前年度迄収入額	本年度収入額	附記

備考

補助金、奨励金、寄附金、雑収入等ハ附記欄ニ詳細説明ノコト

支出

科目	復舊設計前年度迄本年支計	豫算總額	事業費額	費額	計	殘額	附記

備考 支出ノ附記欄ニハ本年度支出事業費ノ内譯ヲ記載ノコト

00514

鳥取縣告示第三十三號

圖書館令ニ依リ左ノ公立圖書館ヲ設置シ昭和十八年一月八日ヨリ開館ノ件認可セリ

昭和十八年一月二十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一名 稱 鳥取縣氣高郡勝谷村圖書館
- 一位 置 鳥取縣氣高郡勝谷村大字宮方百五十一番地 勝谷國民學校内

鳥取縣告示第三十四號

鳥取縣東亞同文書院縣費派遣生規程左ノ通定ム

昭和十八年一月二十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

東亞同文書院縣費派遣生規程

第一條 財團法人東亞同文會ノ設立セル東亞同文書院大學ニ入學セシムル爲縣ハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ縣費ヲ以テ生徒若干名ヲ派遣ス

派遣スベキ人員及其ノ募集要項ハ其ノ都度之ヲ告示ス

第二條 縣費派遣生志願者ハ財團法人東亞同文會ノ定ムル入學費

格ヲ有シ且本縣ニ在籍スル者ニ限ル

第三條 縣費派遣生ニ對シテハ在學中學資金ヲ支給ス其ノ金額ハ當該豫算ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ム

前項ノ學資金ハ財團法人東亞同文會ニ納付シ本人ニ對スル支給ニ代フルモノトス

第四條 縣費派遣生ヲ志願セントスル者ハ志願書(別記第一號樣式)ニ左ノ書類ヲ添附シ期日迄ニ知事ニ提出スベシ

- 一 履歷書(別記第二號樣式)
- 二 身體検査書(別記第三號樣式)
- 三 三戸無謬本
- 四 寫 眞(出願前三ヶ月以内ニ撮影セル半身脫帽手札型)

學校卒業者又ハ在學者ニ在リテハ前項ノ書類ハ當該學校長ヲ經由スベシ

當該學校長ハ證明書(別記第四號樣式)二通及人物考査書(別記第五號樣式)一通ヲ添(意見ヲ具シ遲滯ナク之ヲ知事ニ進達スベシ)

高等學校高等科入學資格試験合格者及專門學校入學者檢定試験合格者ハ合格證明書ヲ添附スベシ

第五條 縣費派遣生ハ志願者ニ就キ人物、身體及學力ヲ審査シ知事之ヲ選拔ス

00515

第六條 縣費派遣生トシテ選拔セラレタル者ハ保證人二名ヲ定メ誓約書(別記第六號様式)ヲ知事ニ提出スベシ

第七條 保證人ハ公權ヲ有シ直接國稅年額五圓以上納ムル者ニシテ本縣内ニ住所ヲ有シ本人ノ身上ニ關スル一切ノ事件ヲ引受クベキモノトス

保證人異動者ハ其ノ資格ヲ失ヒタルトキハ遲滞ナク前條ノ手續ヲ爲スベシ

知事ニ於テ保證人ノ變更ヲ命ジタルトキ亦同シ

第八條 縣費派遣生ニシテ在學中不都合ノ行爲アリタルトキ若ハ學業成績、操行、身體等縣費派遣生トシテ適當ナラズト認メタルトキハ縣費派遣生タルノ資格ヲ取消スコトアルベシ

第九條 縣費派遣生ハ自己ノ便宜ニ依リ退學スルコトヲ得ズ

疾病其ノ他己ムヲ得ザル事故ニ依リ休學又ハ退學セントスルトキハ事情ヲ詳具シ保證人連署ヲ以テ知事ノ許可ヲ受クベシ但シ許可ヲ受クル暇ナキトキハ學校長ノ證明ヲ得テ歸縣後直ニ手續ヲ履行スベシ

第十條 第八條ニヨリ縣費派遣生タルノ資格ヲ取消サレタルトキ若ハ自己ノ便宜ニ依リ退學シタルトキハ既ニ支給シタル學費ノ全部又ハ一部ヲ償還セシムルコトアルベシ

第十一條 縣費派遣生ハ學期末毎ニ其ノ學業成績、身體検査ノ結

果、賞罰、缺席其ノ他必要ナル事項ヲ記シ學校長ノ證明ヲ受ケ遲滞ナク知事ニ報告スベシ

第十二條 縣費派遣生卒業シタルトキハ直ニ前條ノ報告ト共ニ就職ニ關スル見込ヲ知事ニ詳細ニ具申スベシ

第十三條 縣費派遣生卒業後就職シタルトキハ住所、任地、職業名ヲ具シ知事ニ届出ヅベシ

縣費派遣生ハ卒業ノ日ヨリ十箇年間ハ毎年八月其ノ從事スル職務ノ狀況ヲ知事ニ報告スベシ

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式(用紙美濃紙)

志 願 書

私儀東亞同文書院大學入學志願ニ付縣費派遣生トシテ御選抜相成度別紙履歴書、身體検査書、戶籍謄本、寫眞、(合格證明書)相添(此段及御願候也)

昭和 年 月 日

本籍 氏 名

現住所 氏 名

生 年 月 日

00516

鳥取縣知事氏名殿

右父(母)後見人

氏 名

生 年 月 日

第二號様式(用紙美濃紙)

履 歷 書

本籍 現住所

氏 名

生 年 月 日

一、年 月 日 何々學校ニ入學

一、年 月 日 何々學校第 學年修業中又ハ卒業

一、年 月 日 何々ニ依リ賞(罰)ヲ受ク

一、年 月 日 就職ノ經歷アル者ハ其ノ事項詳細記載ノ

コト

右ノ通相違無之候也

昭和 年 月 日

右

氏 名

生 年 月 日

第三號様式

身體検査書

(氏

生 年 月 日

身長	體 重	胸 圍	視 力		色 神	聽 力	測 驗	概 評	總 評	本人ノ大陸生活ニ堪ヘ得ル可否
			右	左						
積核及肋膜炎 既往及現在	ト ラ ホ ム 其 ノ 他 眼 疾	性 病	精 神 異 常	精 神 異 常	異 齒 疾	耳 疾	傳 染 疾 患 性	形 態 異 常	其 病 及 異常	診 檢 常 異 及 病 疾
C A D B	赤 血 球 沈 降 度	此 下 欄	記 入 欄	及 入 記 欄	バ 反	ズ 反	時 間	1.....	2.....	24.....

年 月 日 検査 醫師 氏 名

氏 名

第四號様式

證明書

氏名

年月日生

右者 年 月 日本校第 學年ニ入學シ 年 月本校ヲ卒業 者ニシテ在學中ノ成績左ノ通ニ相違無之候也  
昭和 年 月 日 學校長 氏 名 印

關書

00517

賞罰	缺席日數	特徵	體格	性質
	第一學年 第二學年 第三學年 第四學年 第五學年 備考			
	日 日 日 日 日 日			

成績表

學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年	備考
學科項目						
平均操行						
席次						
	人中番	人中番	人中番	人中番	人中番	人中番

(記載上ノ注意)

一、成績ハ評點ヲ以テ表ハスベシ

二、未卒業者ハ何レモ最終學年第一學期第二學期ヲモ記入スベシ

00518

第五號様式 (用紙美濃紙)

人物考査書

氏名

性質	素行	思想傾向	性癖	勤怠	責任感	調和性	將來本入留	指導上ノ事項	事ニスベキ	觀察力
判斷力	實行力	統御力	交友情況	教練成績	趣味運動其他	本欄ニハ特ニ記シテ	家庭ニシテ	庭ノ状況ヲ	就テハ	記述スル

第六號様式 (用紙美濃紙)

誓約書

私儀今般東並同文書院ニ縣費派遣生トシテ入學ヲ命ゼラレタルニ就テハ御規則堅ク遵守シ必ズ卒業ヲ期スベク萬一御規則ニ基キ學資金ノ償還ヲ命ゼラレタルトキハ連帶シテ之ガ辨償ノ責ニ任ズベク依テ保證人連署誓約候也  
昭和 年 月 日

- 本籍 現在所 本人 氏 名 印
- 本籍 現在所 戸主 (父、母) 後見人 氏 名 印
- 本籍 現在所 保證人 氏 名 印
- 本籍 現在所 保證人 氏 名 印
- 本市町長 氏 名 印

00519

鳥取縣告示第三十五號

東亞同文書院昭和十八年度縣費派遣生左ノ通募集ス

昭和十八年一月二十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

募集要項

一 募集人員 二 名

二 應募者資格

縣費派遣生ニ應募ヲ許スベキモノハ鳥取縣ニ在籍シ年齢二十歳未満(大正十三年四月二日以降出生ノモノ)ノ男子ニシテ左記各號ノ一ニ該當スルモノタルベシ

一 中學校第四學年ヲ修了シタル者

二 高等學校尋常科ヲ修了シタル者

三 高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者

四 專門學校入學者檢定規程ニ依ル試験檢定ニ合格シタル者

五 文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者

六 文部大臣ニ於テ一般專門學校入學ニ關シ中學校卒業業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

三 應募時期

自昭和十八年一月二十二日

至昭和十八年二月 五日

四 志願手續

縣費派遣生志願者ハ鳥取縣告示第三十四號東亞同文書院縣費派遣生規程第四條第一項各號ノ書類ヲ知事ニ提出スベシ

學校卒業者又ハ在學者ニ在リテハ學校長ニ書類ヲ提出シ學校長ハ證明書、人物考査書ヲ添ヘ意見ヲ具シ應募期間中ニ知事ニ進達スベシ

實業學校卒業者又ハ在學者ニ在リテハ右ノ外ニ學校長ノ推薦書添附ヲ要ス

五 選抜方法

縣費派遣生志願者ニ對シテハ鳥取縣告示第三十四號東亞同文書院縣費派遣生規程第五條ノ定ムルトコロニ依リ選抜ヲ行ヒ選拔セラレタル者ノ關係書類ヲ財團法人東亞同文會ニ送付ノ上選抜採否決定ヲ受ケ

六 合格者發表

合格者ハ本人及出身學校長ニ通知ス

七 補助額

學資總額ハ九百圓ニシテ縣費派遣生ニ對シテハ年額四百五十圓支給ス依テ殘額四百五十圓ハ本人負擔トス

八 其ノ他

- (1) 志願書中ノ現住所ハ願書提出ノ日ヨリ合格決定期日迄郵便電報等ノ配達ヲ受クベキ場所トスルヲ以テ住所變更ノ場合ハ速ニ知事ニ届出ツベシ
- (2) 其ノ他ニ關スル問合セハ縣内政部教學課ニテ、料五錢切封入ノ上之ヲナスベシ

00520

彙報

二月の常會徹底事項

間に合せの戦争生活の實踐と  
玄米食の實行、自給肥料の増産

二月の常會徹底事項は次の如く「間に合せの戦争生活の實踐」

「玄米食の實行」「自給肥料の増産」の三項目と決定した。切に

各位の實踐を望む次第である。

一、間に合せの戦争生活實踐

其の日其の日が決戦である。凡ゆる創意と工夫を凝らし、あるもので間に合せを實行し、不自由や困難に打ち勝つて戦争生活に徹底し、其の中から旺盛な戦力を生み出さなければならぬ

(一) 衣類、家具類等の新調や新規購入を見合せ、あるもので間に合せること

(イ) 物を大事に使い、修繕や作り替へで工夫すること

(ロ) お互の間でも融通、交換をして間に合せること

(二) 電気、ガスは割當量で間に合せること

三、玄米食の實行

外米を輸入すると莫大な船が要り、戦争資材の輸入や直接戦争の前後に事欠くことになる。皆で玄米を食べれば外米の必要がなくなつて戦争に勝つ途となる。

(一) 玄米飯の炊き方と食べ方  
(イ) 釜は普通のものでよい。水洗は一皮でよく、水加減は玄米一升に水二升程度、とろ火で炊くこと  
(ロ) 工夫して燃料や時間に無駄のないやうにすること  
(ハ) 嚼めば嚼む程美味しく栄養も増し、副食物に塩味をまぜば更に結構である

(二) 部落會、町内會又は隣組に於ては玄米食の経験者等を中心として座談會を開き早く實行に移すこと

三、自給肥料の増産

本年は食糧の國內自給の年である。昨年は肥料をうんと吸はれてゐて、金肥は益々窮乏で、従つて自給肥料の劃期的な増産が

(イ) 軍艦や戦車、飛行機は決戦下どしどし作ねばならない之を作るに必要な電気やガスはお互に節約せよとしどし之に向けること

(ロ) 上手な使ひ方を話し合ひ、色々工夫して是非割當量で済ませること

鳥取縣公報

第千四百一號

昭和十八年一月二十二日

(第三種郵便物認可)

一五



絶対に必要である。之を是が非でも達成しよう。

- (イ) 枯草刈を徹底すること
- (ロ) 落葉も稲藁も麥稈も無駄なく堆肥にすること
- (ハ) 緑肥を増産するため栽培方法を工夫し、播種面積を大擴張すること
- (ニ) 畜舎、禽舎の汚物、廢物の灰、沼、池、溝等の泥土を肥料にすること

### 二月施行「農業生産申告」の

#### 申告手續並に概括表作製に就て

前回到於て農業生産申告規則による申告の趣旨並に申告者の内容を説明して置いたのであるが、續いてこゝに市町村農會に於てなすべき申告の手續及び該申告の概括表の作成に關し要領を記して調査の萬全を期することとする。

- 一、申告手續
- イ、市町村農會は、知事から用紙の交付を受けたら部數を數へ、不足を生ずる虞があると認めたら直に知事宛にその旨申出でる。

- ロ、市町村農會は農會の業務擔當委員、部落農業團長、部落會の幹部、農業増産共勵委員、農林水産業調査委員及び調査指導員等の協力指導を得、部落毎に之が用紙の配布、申告票記入の指導並に其の取纏めに當る擔當者を定めること。
- ハ、此の際市町村農會は右擔當者に、概括表作成に當り申告票のみでは集計記載の出來ぬ事項(後述)に付き打合せの上、之が調査を併せ依頼すること。
- ニ、右擔當者は申告者より申告票の提出があつた時、之を審査の上誤謬或は脱漏のあることを認め、又は農林水産業調査規則に依る申告と相違するを認めた場合は、申告者をして訂正せしめ又はその再提出を求めること。
- ホ、前記擔當者は一定の期日迄に申告票を洩れなく取り纏めた上概括表作成に便宜なやうな總括表に中間集計を行ひ、之を添付して市町村農會に提出すること。
- ヘ、市町村農會はかくして取り纏めた申告票を審査の上、次の方式によつて綴込み、夫々表紙をつけて永久保存に耐へるやう作成する。

- 一、農業經營申告票は「農業經營登錄簿」とし、農業労働者申告票は「農業労働者登錄簿」とし、役畜申告票は「役畜登錄簿」とし、農機具申告票は「農機具登錄簿」とし夫々綴

00522

00521

- 2、右の場合に於て申告票は之を申告者の居住地の部落別地番別に取纏め、同一地番内にあつては申告者氏名の五十音順に編綴する。
- 3、右により綴り込んだ申告票には、市町村農會印を以て各丁間に製印し、綴り込みの順序に従ひ登録番號に記入する。
- 4、市町村農會は「農業經營登錄簿」の登録票の「世帯員に關する事項」の「摘要欄」には、離農の統制を受ける者について適當な記號を附し、或は離農の承認をなした場合其の旨を記入する。

#### 二、概括表

- イ、市町村農會は前述擔當者から提出のあつた中間集計表を集計し、市町村概括表を作成する。そして一部は事務所に備へつけ、一部は上級農會を通じて知事に提出するのであるが、縣農會郡農會にも一部づゝ提出するやうにする。
- ロ、知事より交付される概括表は市町村農會四部位の見當であるが、各部落の中間集計用紙は市町村農會で適宜作成しななければならぬ。
- ハ、概括表作成上に於て「農業經營申告票」「農業労働者申告票」「役畜申告票」「農機具申告票」を以てしては集計出來ない

ところは次の通りである。

- 1、概括表「過去一ヶ年に轉出したる者の數」
    - 農業經營申告農家以外の林業、漁業家の世帯員で、他に轉業又は轉出した者の數及び其の内容(當該表、記入上の注意當該事項参照)は市町村農會及び前述擔當者に於て適當な方法に依り調査すること。
  - 2、概括表「農業期作業に従事する町村内の農業従事者」
    - 右表中「農繁期のみ自家の農作業を手傳ふ者」の欄は農業經營申告票によつては出來ないので、之は市町村農會或は部落擔當員に於て適當なる方法で調査しなければならぬ。(當該表、記入上の注意参照)
- ハ、概括表の一及び二は從來の農村努力調整調査票に代るもので作成方法も從來の部落別基本調査の代りに各申告票に依ることと改めたのであるから、之が記載にあつては農村努力調整調査票裏面の注意事項をも参照し、適確を期するやうにしなければならぬ。

00523

### 縣下各警察署に

## 「賃金相談部」開設

——一般の積極的利用を望む——

大東亞戦争の完勝を期する爲には何といつても生産力の飛躍的増強といふことが焦眉の急務であるが、幸に今日までのところ縣民各位の協力により、良好なる成果を収めて来たことは國家の爲同慶に堪えぬ次第である。

今や昭和十八年を迎へて大詔奉戴第三年に入り、敵はいよ／＼その龐大なる經濟力を整備して緒戦期に於ける敗戦を挽回せんとし、反攻の態勢日に熾烈ならんとせらるるのであつて、大東亞戦争の愈々決戦態勢に人らんとするに當り、官民心を新にし愛國の熱情を結集して一層戦時生産力の増強に奮進せねばならないのであるが、これが爲には益々官民互に相理解し相協力して勤勞行政に對する關係法令の適正なる運営を圖り、明瞭なる勤勞新体制を確立することが極めて喫緊の要務である。

然るに一般民衆の間には今なほこれ等關係法令の内容及び趣旨等の徹底を缺き、又は誤解を生じ、爲に徒らに舊慣を固守して勞資間の摩擦を惹起する傾向も存在するのであつて、かくては

勤勞行政の運用上影響するところが至大であるから、速かにこれらの障礙を克服して明瞭なる態勢を醸成し、戦時生産力の増強を期しなければならぬのである。

依つて今回縣下各警察署に「賃金相談部」を設置して一般民衆の相談に應じ、關係法令の内容趣旨の普及徹底に努めて生産力の増強を期することになつたのである。

從つて賃金相談部の運営に當つては賃金についての問題ばかりでなく、各種の關係事項について冷く民衆の相談に應じ、道義に基き懇切丁寧これを指導して明瞭強力なる勤勞体制を確立しようとするものであつて、その相談事項は次の通りである。

- 1、賃金統制に關する事項
- 2、國民徵用、勤勞報國隊其他一般勞務配置に關する事項
- 3、勞働時間、福利厚生施設、能率増進等勞働力の保全増強に關する事項
- 4、産業報國運動に關する事項
- 5、其他一般勤勞行政に關する事項

縣民各位に於ては、右の趣旨を充分了知せられて進んでこの賃金相談部を利用せられ、勤勞行政の整備強化に協力せられ、一層戦時生産力の増強に邁進されるやう切望する次第である。

00524

### 十七年の 本縣蠶生產狀況

## 愈々必勝増産に努めよ

本縣に於ける昭和十七年の蠶産狀況は、養蠶者實數二萬三千百九十三戸で、蠶種掃立卵量百二十三萬六千二グラム、その内譯は春蠶六十萬二千八百七十七グラム、夏秋蠶六十三萬三千八百五十五グラムであつて、收繭高は七十六萬七百八十三貫、うち春蠶は四十四萬三千六百三十五貫、夏秋蠶三十一萬七千四百四十八貫となつて居り、之を一昨十六年の實績に較べると養蠶者數に於て四千三百四十三戸（一割五分八厘）の減、蠶種掃立卵量に於て五十五萬八千七百七十五グラム（三割一分一厘）の減で、うち、春蠶は二一四萬一千八十一グラム（二割八分六厘）夏秋蠶は三十一萬七千九百四十四グラム（三割三分三厘）減であつて、收繭高に於ては春蠶二十三萬七千五百七十四貫、（三割四分九厘）夏秋蠶十六萬八千八百十九貫（三割四分七厘）の減となつて居り、合計四十六萬六千三百九十三貫（三割四分八厘）の減少となつてゐる。

なほこの本年收繭高を前五ヶ年平均の收繭高に比べると、昭和十二年より同十六年に亘る五ヶ年の平均收繭高は百二十九萬三

千五百六十三貫であるが、これと昨年の收繭高とを比較すると實に五十五萬二千七百八十貫の減少であつて四割一分二厘となつてゐるのである。

抑々我が國に於ける蠶絲は從來その大部分が海外輸出、殊に米國への輸出を目標としてゐたのであるが、滿洲事變、國際聯盟退、續いて昭和十二年よりの支那事變に及んで米國の我が國に對する敵性が刻々顯著となるに至り、わが主要産物たる蠶絲の供給先を外國に需めることが頗る危険となつて来たので、政府は新に蠶絲法を制定して蠶絲の計畫生産を實行し、これを外國の需要のみに依存することなくして國內需要に振り向けることとしたのであるが、その後、我が國內に於ける食糧自給確保の必要が緊迫するに至つたので、遂に昨年は桑園を整理減段してこれを食糧増産の用に供し、且つ掃立量及び生産目標額を決定して計畫生産をなすに至つたことは衆知の通りである。

然るに縣民の中にはかゝる形勢を以て養蠶業の將來悲觀すべきものありと考へる向もあり、又昨春に於ける降霜及び夏季に於ける氣候の不順によつて、桑樹の發育が不良であつた等の爲、桑葉の減收を見越して全然その飼育を見合せるとか、或は掃立を手控へたもの等があつて、遂に右の如く昨年の收繭減産を見るに至つたものである。

然し、今や大東亞戰爭下衣料資源の國內増産自給は喫緊の要務となり、蠶絲の需要も益々増大しつつあるから、各位は益々蠶蠶の業に精勵して是非計畫割當量完遂に努力されるやう切望する次第である。

尙ほ昭和十七年本縣蠶産額狀況の郡市別を記せば次の通りである。

郡市	蠶蠶者		蠶種掃		收		繭		高		増減 (△印減)	
	實數	立卵量	總數	春蠶	夏秋蠶	前年掃立卵量ニ比シ	前年收繭高ニ比シ	増	減	前年掃立卵量ニ比シ	前年收繭高ニ比シ	増減
鳥取市	三三三	一五、四四	七、四六	四、九三	二、九二	△	100.00	△	七、三三	△	三、四六	△
米子市	九〇	四、七六	二、三三	一、七九	一、二六	△	100.00	△	四、〇三	△	三、四六	△
岩美郡	一、三〇〇	三、六七	二、六四	一、七四	一、〇一	△	101.05	△	三、六八	△	一、五七	△
八頭郡	三、三三三	一一、三三	七、七九	五、三三	一、九七	△	101.05	△	五、三三	△	五、三三	△
氣高郡	二、五二	九、八二	六、四四	三、七六	二、七五	△	101.05	△	三、七五	△	三、七五	△
東伯郡	八、〇三	二四、四三	一〇、〇二	七、〇二	二、六〇	△	101.05	△	一、七六	△	一、七六	△
西伯郡	六、〇〇	二〇、三三	二、五八	一、四二	一、五五	△	101.05	△	一、三三	△	一、三三	△
日野郡	八〇	一〇、二八	一、〇〇	六、七四	六、二六	△	101.05	△	一、〇九	△	七、九四	△
計	三三、三三三	一、三三、〇〇	七、〇七	四、三三	三、二四	△	101.05	△	三、二四	△	三、二四	△

00526

週報・寫眞週報掲載内容 (一・二三行)

週報

- 國府の參戰と新しい日華關係
- 國府の大東亞戰爭協力
- 國府參戰の反響
- 新中國の建軍と清鄉工作
- 戰爭と物價
- 常會の頁

寫眞週報

空の戦力増強特輯

- 荒鷲爆音高く新年帝都を訪問
- 飛行機工場は全力をあげてゐる
- 海の鷲は猛訓練をしてゐる
- 陸の荒鷲もぞくぞく育つてゐる
- 海軍落下傘部隊は次期作戦に備へてゐる
- だが敵機は虎視眈々我が本土を覗つてゐる
- 歴戦荒鷲は銃後に何を望んでゐるか

霞浦海軍航空隊勇士の座談會

- 飛行機と合金の話
- 銃鏡燦爛に入る
- 君は飛行機製作者に成れるか?

文部省推薦青年圖書

- 改訂 北白川宮永久王殿下 清水書房發行 中島 武者
- 陸軍魂 東水社發行 和田龜治著 一六五頁 一圓五十錢
- 平野國臣 錦城出版社發行 大坪草二郎著 二八三頁 一圓八十錢

00525

00527

◎ 行旅死亡人

岩手縣宮古市長ニ於テ左ノ行旅死亡人取扱ノ旨申出有之候條心當  
ノ向ハ直接同市長宛照會相成度

一、本籍地、住所、氏名不詳

二、推定年齢 二十五歳位

三、性別 男

四、相貌

顔面蒼白ニシテ頬部稍々陥没シ目面部皺多數左

頸部ニ圓豆大ノ黒點一個及頸部ニ幅五釐ノ平均

ニ横走セル壓縮痕アリ身長一七〇釐(体格大)頭

部ニハ長サ四釐ノ黒髮密生鼻高齒並揃骨格良シ

ナシ

五、特徴

國防色語襟作業衣上下、霜降半ズボン、格子縞

木綿シャツ、スフメリヤス風色猿又ヲ穿ツ赤革

バンドヲ用フ

ナシ

七、所持物件

溺死ト推定

九、發見日時場所

昭和十七年十月二十日九戸郡久慈沖二十哩ノ地

點ニ漂流シ居ルヲ發見身元不明ニ付假埋葬ニ附

シタリ

十、取手者

岩手縣宮古市長

◎ 行旅死亡人

徳島縣板野郡堀江村長ニ於テ左記行旅死亡人取扱ヒノ旨申出有之  
候條心當リノ向ハ直接同村長宛照會相成度

昭和十七年十月十九日日本村池谷字孫太郎谷七番地阿部幸三郎所有

山林ニ於テ數ヶ月以上經過ト推定サルベキ縊死白骨死体左記ノ通

發見假埋葬致シ置キタルニ付心當リノ者ハ本村役場へ申出相成度

昭和十七年十月二十六日

堀江村長 橋野達雄

一、本籍地、住所、氏名不詳

一、男女別 男ト推定

一、年齢 不詳ナルモ壯年ト推定

一、死因及死後經過時間

縊死數ヶ月以上經過ト推定

一、死体ノ狀況

白骨トナリ骨離散シ右上第二門齒ニ金冠アリ頭

髮一寸位身ノ丈一五八釐位ト推定

一、着衣

死体ト共ニ腐敗セルヲ以テ判明ナシ難キモゴバ

ン縞銘仙羽織袴立縞銘仙ノ着物ニ冬メリヤス着

用ト推定

一、遺留品

マナイタ下駄(ビロード黒緒ト推定)

一、所持品

褌口(人造黒革引カネ付)横十二釐、五釐、

金二錢在中

昭和十八年一月二十二日印刷  
昭和十八年一月二十二日發行

鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
發行所 鳥取縣 鳥取市 東町 縣  
鳥取縣 氣高郡 大正村 大字 古海  
印刷所 鳥取縣 鳥取市 支所